

地域総合科学科に関する適格認定評価の実施要領

決定	平成 14 年 5 月 30 日
改正	平成 14 年 9 月 6 日
改訂	平成 16 年 3 月 10 日
改訂	平成 16 年 9 月 15 日
改正	平成 17 年 3 月 24 日

短期大学基準協会

1. 趣 旨

地域総合科学科とは個々の学科の名称ではなく、特定の学問領域に限定せず、学生あるいは地域の多様なニーズに応じることを目的とした学科の総称です。特色として、多彩な科目を一学科で提供することや履修形態や履修期間の選択も可能であることなどがあげられます。

短期大学基準協会は、各短期大学が地域総合科学科として計画した学科の教育の質について評価を行い、それが地域総合科学科にふさわしい計画であれば適格と認定しています。これを「適格認定評価」といい、この実施要領は、その適格認定評価の取扱いを定めたものです。

なお、地域総合科学科は短期大学基準協会が認定するものであり、当協会の評価を受け認定を受けることなしに地域総合科学科を謳うことはできません。

2. 評価の対象

文部科学大臣へ申請、届出等をする学科を対象とします。

3. 評価の概要

短期大学基準協会は、地域総合科学科の教育の質を評価するため別に定める「地域総合科学科の特色を満たすための評価基準」に基づき、次の評価を行います。

(1) 新学科構想時に実施する適格認定評価

短期大学基準協会の指定する報告書等（後述 4 (2)）についての書面審査と面接審査によって評価を行います。

(2) 完成年度を過ぎた時点で実施する達成度評価

完成年度を過ぎた時点で所期の目的をどのように果たしているかについて書面審査により教育実績の評価を行います。記述項目は別に定めます。

なお、達成度評価実施後は、7年以内に1回受けることが定められている機関別評価に評価を委ね質の保証を行います。

4. 評価申請の手続き

適格認定評価の申請の手続きは次のとおりです。

(1) 申請書の提出について

適格認定評価の申請をする短期大学は、地域総合科学科の設置手続き後、「地域総合科学科適格認定評価申請書」（様式1）を作成の上、ご提出ください。

(2) 評価書類の提出について

申請書を提出された短期大学は、適格認定評価を行うために必要な次の書類を本協会から後日指定する期日までに各25部ご提出ください。

- ① 「地域総合科学科の特色を満たすための評価基準」（様式2）により自己評価を行い、その報告書。
- ② 文部科学大臣に提出した設置認可もしくは届出の申請書（抜粋）の<写>。
- ③ 「自己点検・評価報告書（過年度）」または「短期大学相互評価報告書」。
- ④ その他（要覧・パンフレット等がある場合は参考資料として提出）。

(3) 評価費について

評価を受ける短期大学は、原則として評価書類の提出時に、協会指定の口座に評価費を振り込んでください。

評価費は、1学科につき20万円とします。

5. 評価のプロセス

(1) 評価の実施

- ① 申請短期大学から提出された前掲4(2)の書類等は、予め事務局で整理し、自己点検・相互評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に報告します。
- ② 推進委員会は、文部科学省への申請もしくは届出を行った学科の適格認定評価をするため、評価部会を設置します。
- ③ 推進委員会と評価部会は、面接審査を行い、当該学科の設置に至る経緯や提出書類では把握できなかった事項について聞き取ります。

- ④ 評価部会は、提出された書類等による書面審査と面接審査を基に、その結果を評価報告原案としてまとめ、推進委員会に報告します。
- ⑤ 推進委員会は、評価部会から報告された評価報告原案に基づき、総合的に判断を加え、「適格認定報告（案）」としてまとめます。
- ⑥ 「適格認定報告（案）」は理事会の承認を経て、正式な「適格認定報告」となります。
- ⑦ 「適格認定報告」を当該短期大学に通知します。
- ⑧ 完成年度までに変更・改善がされた場合にはその点を報告してください。
- ⑨ 完成年度を過ぎた時点で達成度評価を実施します。達成度評価については別に定めま

す。

(2) 評価の結果

「適格認定報告」は、各短期大学において一層の質的向上が図られるように、優れた点、特色ある取組み、改善を要する点に整理します。

6. 評価結果の公表方法

適格評価で適格との認定を受けた短期大学は、改善・改革の成果、経過説明を学内に周知するとともに社会に対しても積極的に公表してください。

短期大学基準協会は、刊行物、ウェブサイト等を通じて認定学科名を公表します。

7. 適格認定の評価実施要領の見直し

この実施要領は、実施状況等を見て見直し改訂していくものとします。

8. 適格認定の評価実施時期

この実施要領に基づく評価は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

(様式1)

申請年月日：平成 年 月 日

短期大学基準協会
理事長 関口 修 殿

地域総合科学科適格認定評価申請書

下記のとおり、適格評価の申請をいたします。

(1) 申請者

申請教育機関名称：

責任者 役職名：

氏名・印：

印

連絡先 住所：

TEL：

FAX：

E-Mail：

(2) 申請学科

申請学科の名称（入学定員数）：

（英文名があれば表記してください。）

旧学科名称（旧入学定員数）：

プログラム・コース等の名称：

学科内容等の概要

連絡責任者

所属・役職名・氏名：

連絡先 住所：

TEL：

FAX：

E-Mail：

※申請書記入上の注意

申請責任者名は、本件に全責任を負う方（理事長、学長等）にしてください。

(様式2)

地域総合科学科の特色を満たすための評価基準

短期大学基準協会

評価項目1 建学の精神の再構成から導かれる学科の開設目的
(学科の名称)

(趣旨)

特定の分野に限定せず、学生および地域社会の多様なニーズに柔軟に応じることを教育目的とした新学科の構成が適格となっていること。

<評価の視点>

1. 学科の名称の地域総合科学科としての教育目的・目標の設定の適格性

- ① 建学の精神と学科の教育目的・目標の関係は適切性か。
- ② 学科の教育目的と学科名称の関係は適切性か。
- ③ 学生および地域社会ニーズの把握と「総合」構想の適切性、明確性とその独自性は適格か。

評価項目2 学生・地域社会(コミュニティ)のニーズに対応する科目の開設・コースの開設状況等

(趣旨)

対象とする学生(一般学生、科目等履修生、長期履修生等)の受入れシステムの整備がされていること。

学生を始め地域社会(コミュニティ)のニーズに応じた科目の開設・コース編成にあたり、
a) 現状の点検による「強み」と「弱み」の把握、b) ニーズ把握の方法など時流適応戦略、c) 開設科目が学問的要素を持つ根拠が適格となっていること。

さらに定員との整合性が地域社会(コミュニティ)のニーズに応じて適切であること。

<評価の視点>

2. 対象となる学生

- ① 学生・地域社会(就職先等)の双方のニーズを把握しているか。
※ ニーズ調査等の実施
- ② 多様な学生(一般学生、長期履修学生、科目等履修生)の受け入れ制度が整備されているか。

- ③ 各個人のニーズに応じていくのに十分な科目数・コース数が開設されているか。
- ④ 他の短期大学・学科との単位互換は十分に行われているか。
- ⑤ その他

評価項目 3 学習内容等を柔軟に選択できる制度の整備状況等

(趣旨)

様々な期間設定の各プログラムの教育目的，教育課程，想定就職先及びスタッフの指導体制ならびに対応制度の整備が適切にされ，各プログラムの関連状況とそれぞれの各プログラムの一貫性について（科目が羅列された集合体でなく教育目的に合ったカリキュラムである説明資料）の整備が適切に行われていること。

また，カリキュラムの管理，カリキュラムに責任を持つ体制の整備状況が適切に行われていること。

<評価の視点>

3. 教育課程編成

(1) 様々な期間設定の各プログラムの教育目的，教育課程，想定就職先及びスタッフの適切性

- ① 学生・地域社会のニーズに応じた多様な開設科目、コースが編成されているか。
- ② 教育課程編成と教員組織は適切か。
- ③ 他の大学（短期大学）、他学科との単位互換の状況は適切か。
- ④ 教育課程に責任を持つ体制が適切に構築されているか。

(2) 各プログラムの関連状況

- ① 教育目的及びどのような人を対象にどのような付加価値を持たせ卒業させるのか。
- ② 選択科目及び選択科目の枠が十分用意されているか。

(3) 各プログラムの一貫性について（科目が羅列された集合体でなく教育目的に合ったカリキュラムである説明資料）

- ① 半年単位（ Semester制）での科目・コースの提供等，「短期履修」を可能としているか。
- ② 複数の短期コースを組み合わせるような「柔軟な履修」が可能となっているか。
- ③ 様々なニーズに対応した複数の履修モデルが示されているか。
 - a 学生の目的別・取得したい資格別等
- ④ 何と何のプログラムを終了すると学生にどのような価値がつくのか。
- ⑤ 学生個々人のニーズに応じた履修指導が行われる体制になっているか。
 - a 履修指導（履修に関するアドバイザーの設置）

(4) カリキュラムの管理, カリキュラムに責任を持つ体制の整備状況

- ① カリキュラムに責任を持つ体制が構築されているか。
- ② その他

評価項目 4 学習条件の整備状況

(趣旨)

短期履修が可能となっていて半期完結の科目、セメスター制などの複数の短期コースを組み合わせる柔軟な履修が可能となつて、複数プログラムの組み合わせによる付加価値の整備が履修制度に適切に反映されているか。

また、履修指導体制としてのアドバイザー、チューター、履修指導室等が適切に整備され、キャリアガイダンス、システムの整備が適格にされ、履修上の時間的な配慮としての昼夜開講、土・日開講、夏季・冬季休業中の開講等が適切に行われ、さらに履修上の場所的（遠隔授業・マルチメディアを利用した授業等、サテライト授業等）な配慮が行われていること。

<評価の視点>

4 多様な履修形態の状況

(1) 学生の身分上の多様性の確保状況

- ① 履修形態の多様性は確保されているか。
 - a 科目等履修生制度の導入状況は
 - b 長期履修学生制度の導入状況は
 - c その他

(2) 履修上の時間的配慮の状況

- ① 履修上の時間的配慮がされているか。
 - a 昼夜開講制等のプログラムの開設状況は
 - b 土・日履修を主とするプログラムの開設状況は
 - c 夏期・冬期休業中のプログラムの開設状況は
 - d 高校生に対するプログラム及び科目の提供状況は
 - e その他

② 短期履修が可能となっているか。→半期完結の科目、セメスター制など

③ 複数の短期コースを組み合わせる柔軟な履修が可能となっているか
(複数プログラムの組み合わせによる付加価値)

(3) 履修上の場所的な配慮の状況

- ① 履修上の場所的な配慮がされているか。
 - a 遠隔授業（マルチメディアを利用した授業等）の開設状況は
 - b 他の短期大学との単位互換の締結状況は
 - c その他
- ② 履修指導体制の整備状況は
(アドバイザー、チューター、履修指導室等)
- ③ 図書館の開館時間、自習室・コンピュータ室等の開放状況及び学習環境の整備状況
- ④ 教室、教育環境の整備状況は。

評価項目5 学科開設の根拠

(趣旨)

地域ニーズの調査が的確に行われ、自治体、地域諸団体、企業と地域の高等学校との連携の状況、さらに地域（文化）研究所の設置、地域に関する研究課題の設定等が適格に行われていること。

<評価の視点>

5 地域との連携・協力の状況

- ① 地域との連携・協力がされているか。
 - a 既設の学科の持っている強みや特色をのばす工夫がされているか。
 - b 広く地域の意見を学校経営に反映させる工夫がされているか。
 - c 自治体との連携はされているか。
 - d 地元の高等学校等との連携はされているか。
 - e 地元の企業との連携・協力等の状況はどうか。
 - f インターンシップの状況はどうか。
 - g その他

評価項目6 社会人学生の受け入れ体制

(趣旨)

社会人のニーズに応えられる科目・コース等が開設されているかどうか等のニーズ調査が実施され、社会人を受け入れるための環境整備（夜間課程の設置、夜間・休日の窓口対応、夜間・休日の図書館・自習室等の開放状況、社会人のための相談室の設置）が行われ、(1)入学前の既修得単位の認定、(2)社会人優遇制度、(3)公開講座の開設状況が適格であること。

<評価の視点>

6 社会人の受入れへの配慮の状況

- ① 社会人の積極的な受入れへの配慮がされているか。
 - a 社会人を対象とした調査等を行っているか。
 - b 社会人のニーズに応えられる教科・コース等が開設されているか。
 - c 上記bにおける整備状況からみて、社会人が学びやすい環境にあるか。
※夜間主課程の設置等
 - d 夜間・休日における窓口業務は行われているか。
 - e 夜間・休日における図書館の利用は可能か。
 - f 公開講座は開設されているか。
 - g 社会人学生ための相談室の設置がされているか。
 - h 入学前の既修得単位の認定は適切にされているか。
 - i 社会人特待生制度等の設定（学費減免）はされているか。

評価項目7 当該短期大学の学科の新規開発事項とその特色

(趣旨)

新規に開発した事項はどのような内容と方法となっているのか、またその有効性について

参考資料1 地域総合科学科(総称)の開設における効果

(趣旨)

(1) 学生への効果(志願者数など)と(2)教員への効果(共通理解・意識改革など),
さらに、(3) コミュニティへの効果の有効性について

参考資料2 参考とした短期大学の先行例

(趣旨)

短期大学の地域総合科学科の先行事例について、何をどのように参考としたのか

以上